

議案参考資料

[平成 29 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

黒保根支所

市民生活課 市民サービス係

議案名

議案第 65 号 指定管理者の指定について(桐生市黒保根高齢者生活支援施設)

趣旨・目的

桐生市黒保根高齢者生活支援施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

概要

桐生市黒保根高齢者生活支援施設の設置及び管理に関する条例第 13 条の規定に基づき、桐生市黒保根高齢者生活支援施設の管理を行わせるため、社会福祉法人泰和会を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生市黒保根高齢者生活支援施設
- 2 指定する団体 桐生市黒保根町下田沢 2565 番地 1
社会福祉法人 泰和会
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで(5 年間)

背景・経過

桐生市黒保根高齢者生活支援施設は、平成 19 年 4 月に開設され、開設当初から社会福祉法人泰和会を指定管理者として選定し、現在に至っております。

本施設は福祉施設であり、入居者と施設管理者の信頼関係の構築及び長期的に安定したサービスの提供が求められることから、適切な事業運営の実績を有する同法人を、引き続き指定管理者として指定するものです。なお、募集に当たっては、同様の目的を持った団体を広く募集することで高齢者の健康や生活に関する専門的知見や技術の活用及び効率的な運営と、透明性及び公平性を確保するため、公募といたしました。